

令和2年10月6日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会長 木下 勝之

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置等」の周知依頼について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課より本会宛に事務連絡がありました（資料1）。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の支給要件の見直しに関するご連絡（資料2）、および母性健康管理措置等に係る特別相談窓口の開設に関する周知への御協力について（資料3）、連絡がありました。

支給要件の見直しのポイントは、

・対象となる有給休暇制度を労働者に周知する期限が、令和2年9月30日から令和2年12月31日に延長となりました

（助成金の支給申請にあたり、母性健康管理指導事項連絡カードに医師等の指導事項が必要です）

また、働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）において特別相談窓口を設置しました（令和2年10月1日～令和3年1月31日）。

上記概要につきまして、会員の先生方にご案内頂き、詳細は添付資料をご確認いただきまして、地域行政機関と連携しながら、母子とその家族に対する支援体制のさらなる充実を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【通知等一覧】

（資料1）（本会宛）「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しに関する御連絡及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する周知への御協力について

（令和2年9月30日付け厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課事務連絡）

（資料2）（別紙1）リーフレット「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置等による休暇取得支援助成金をご活用ください」

（資料3）（別紙2）リーフレット「新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は『母性健康管理措置等に係る特別相談窓口』にご相談ください！」